

米国 USTR、対印サイクル外審査の終了を宣言

2014 年 12 月 15 日

JETRO ニューデリー

米国通商代表部(USTR)は、12 月 12 日、インドの知財保護の状況に関するスペシャル 301 条審査のサイクル外審査の終了を宣言した¹²。

サイクル外審査の終了を宣言するにあたり、USTR は、米印貿易政策フォーラムにおいて、ハイレベルの取組を組織化したこと(既報)等、最近数カ月のインドの約束を評価した。その上で、同フォーラムで合意した 2015 年のワークプラン(work plan)の実施の機会を歓迎する等とした。

なお、11 月 22 日に在米インド大使館が公表した同フォーラムの報告書³には、「イノベーションと創造性」の項において、知的財産権についての両国のアクションプラン(Action Plan)として以下の点に合意した旨が記載されている。

- ・ 力強い知財体制を提供することにより、イノベーション・創造性及び技術進歩を促進するために協働し、能力構築活動・人材育成及び啓発プログラムに協力することを約す。
- ・ バイオテクノロジーを含む全ての分野において、経験の共有及び技術協力を通じて、インド特許局の強化に関する提案をまとめる。当該協力は、審査官に対する知財権の運用マニュアル及び知財ユーザーに対するマニュアルの準備に拡張しうる(will be extended)。
- ・ 伝統的知識に関し、特許の不適切な付与を最小化することで、特許システムを一層効果的にするために、相互に合意可能な方策に取り組む。
- ・ インド特許局がマドリッド・プロトコルの要求を満足することを促進するために共に取り組む。
- ・ インドは、農薬及び医薬品に関し、開示及び第三者による依拠からデータを保護するための方策について検討することに合意した。
- ・ 司法、税関及び他の執行機関に対し、ベストプラクティスの交換や能力構築を含め、両国の知財法及びその運用について、習熟させる。
- ・ それぞれの国における模倣品海賊版についての相互の懸念に対処するよう共に取り組む。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2014 年 12 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

¹ <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2014/December/Statement-by-the-Office-of-the-USTR-on-the-Out-of-Cycle-Review-of-India>

² 米国スペシャル 301 条は、貿易相手国の知財権に関する不正な慣行について当外国との協議や制裁について定めたもの。毎年 4 月に USTR が知的財産権問題について問題のある国や慣行に関する報告書である「スペシャル 301 条報告書」を作成、公表している。また、特定国での変化や進展を評価するために、サイクル外審査が実施されることもあり、今回は、インドがその対象となっていた。

³ https://www.indianembassy.org/archives_details.php?nid=699